

大阪狭山市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)12月23日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
西野滋胤

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象事務

大阪狭山市が大阪狭山市立総合体育館の施設管理を行わせている株式会社東京ドームに対して支出した総合体育館指定管理料に係る出納その他の事務を対象とした。

2 対象期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(必要に応じて令和3年度を含む。)

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、大阪狭山市立総合体育館の施設管理に係る出納その他の事務の執行が当該指定管理の目的に沿って適正に行われているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等や担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施するとともに現金の出納事務や備品管理事務等については実査を行った。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市立総合体育館内及び大阪狭山市役所庁舎内において、令和4年11月7日から令和4年11月24日まで実施した。

第6 監査の結果

1 指定管理者の概要

指定管理者 東京ドームグループ 株式会社東京ドームスポーツ

代表者名 代表取締役社長 柴田 馨

所在地 東京都文京区後楽一丁目3番61号

設立年月日 1981年3月31日

資産 30,000,000円

役員及び職員

・代表取締役 1人

・常務取締役 1人

- ・取締役 3人
- ・監査役 2人
- ・正社員 241人
- ・契約社員 6人
- ・受入出向者 4人
- ・パート、アルバイト 1,539人

業務の内容

スポーツクラブ・温浴施設・キッズ施設等の運営・管理及びその受託、体育施設の運営・管理業務、運動指導業務、レジャー施設でのサービス業務

2 指定管理施設の概要

施設の名称 大阪狭山市立総合体育館

開設年月日 昭和60年9月

設置目的

市民スポーツの場、健康増進を目的とする。

指定管理料 79,167,000円(令和4年度)

指定期間 令和元年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理業務の範囲

(総括責任者 1名)

- ・7施設の管理運営状況の把握
- ・大阪狭山市教育委員会、関係機関、諸団体との連絡調整
- ・7施設の従事者の人員配置
- ・事業の企画、立案、実施に関する調整
- ・総合体育館の管理人補助

(管理人 2名以上)

- ・機械警備の解除、セットに関すること
- ・出入口の開錠、施錠に関すること
- ・施設の使用許可、使用料徴収などの受付業務に関すること
- ・施設の巡回点検など安全確保に関すること
- ・施設の維持管理に関すること
- ・危機管理、非常時の対応に関すること
- ・施設利用者の苦情、要望への対応に関すること
- ・施設の備品などの貸出に関すること
- ・樹木管理(落葉収集、剪定、除草、害虫駆除など)に関すること
- ・統計(利用者数など)に関すること・その他、施設の管理運営に必要な業務

(清掃作業員 3名以上【1回/2日】)

- ・施設の床面、トイレ等の日常業務
- ・施設の外周清掃業務
- ・その他、施設の衛生管理上必要な業務

所管部局 教育部 社会教育グループ

3 監査の結果と意見

株式会社東京ドームの総合体育館指定管理料に係る出納その他の事務は当該指定管理の目的に沿って概ね適正に行われているものと認められた。